

## 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改訂の経緯

### ① 評価の意義

	H9	H13	H17	H20
前 文	本指針の策定及び本指針に沿った評価の実施によって各種の効果が期待されるが、それらを意義としてまとめれば、以下の点を挙げることができる。	評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、次のとおりである。		
具 体 的 な 意 義	研究開発評価を厳正に行うことにより、厳しい財政事情の下、国の研究開発資金について、限られた財政資金の重点的・効率的配分が図られること。			研究開発をその評価の結果に基づく適切な資源配分等を通じて次の段階の研究開発に連続してつなげるなどにより、研究開発成果の国民・社会への還元の効率化、迅速化に資す H20から新規追加
	研究内容・研究実績等に関する適切な評価を行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の実現に資すること。	評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。		評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出など、より良い政策・施策の形成等の効果が
		「公正に」追加		
			評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上、より良い政策・施策の形成等の効果が得られる。	評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究開発や研究者の発掘、研究者の意欲の向上など、研究開発を効果的・効率的に推進する効果が得られる。
			H17から新規追加	文章の整理
	評価結果を積極的に公開することにより、国民が国の研究開発の実態を知ることが可能となり、その結果、基本計画に基づき、研究開発に国費を投入していくことに関し、広く国民の理解と支持を得ること。	評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。		
	「国民に対する説明責任」追加			
	評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分に反映できる。	評価結果を適切に予算、人材等の資源配分に反映することにより、研究開発を重点的・効率的に行うことができる。		
		「人材」追加	評価結果の適切な反映を強調	

## ②評価対象

		H9	H13	H17	H20	
対象とする 研究開発評価	研究開発課題				(区分を研究の性格に応じ 以下のように見直し)	
		競争的資金による課題	→			基礎研究
		重点的資金による課題	→			プロジェクト研究 (応用研究、開発研究)
		国を挙げて実施するメガサイエンス等の 特に大規模かつ重要なプロジェクト		↑		国家基幹技術等の 国家的プロジェクト
		基盤的資金による課題	→			
	研究開発施策		H13から新たに対象 として位置付け	→		
	研究開発機関	H9時点から対象 として位置付け	→			
	研究者等の業績		H13から新たに対象 として位置付け	→		

③評価時期(評価のサイクル)

		H9	H13	H17	H20
研究開発課題	開始前	事前評価			開始前評価
		原則として実施			実施
	実施中	中間評価			
		5年以上の期間を有したり、期間の定めがない場合、3年程度を目安として定期的実施			実施期間が長期にわたる場合、3年程度毎を目安に実施 (期間が5年程度で終了前評価が予定される場合、必ずしも実施を要しない)
	終了時(後)	事後評価			終了時評価
		原則として実施			実施
終了一定の期間経過後	優れた成果が期待され、かつ発展が見込まれる場合、切れ目なく研究開発が継続できるように終了前の適切な時期に実施			終了前の適切な時期に実施 (成果を切れ目なく次につなげていくため)	
	追跡評価				
	実施を考慮する必要	必要に応じて実施		主要な研究開発課題から対象を選定して実施	
研究開発施策	開始前	事前評価			開始前評価
		原則として実施			実施
	実施中	中間評価			
		3から5年程度の期間を目安として定期的実施	5年以上の期間を有したり期間の定めがない場合、3年程度を目安として定期的実施		期間の定めがない場合、5年毎を目安に実施
	終了時(後)	事後評価			終了時評価
		原則として実施			実施 (次の施策につなげていくため必要な場合終了前に実施)
終了一定の期間経過後	追跡評価				
	必要に応じて実施			実施	
研究開発機関	3から5年程度の期間を目安として、定期的実施			3から6年程度の期間を目安として、定期的実施	
研究者等の実績	所属機関の長が自ら定めるルールに従い実施				

#### ④評価方法(評価者)

	H9	H13	H17	H20
外部評価	<p>第三者を評価者とした外部評価を導入することが必要</p> <p>〔 評価者は評価対象の研究開発分野及び関連する分野の専門家のほか、必要に応じ有識者等で構成 〕</p>	<p>評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価を積極的に活用</p> <p>必要に応じて第三者評価(注1)を活用、民間等への委託による評価を検討</p> <p>〔 評価者は原則として評価対象の研究開発分野及び関連する分野の専門家 ・大規模プロジェクト等、研究開発施策及び研究開発機関等の評価では外部有識者を加えることが適当 ・必要に応じて海外の研究者の参画を得る 〕</p>	<p>評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価を積極的に活用(自己評価を意図する場合を除く)</p> <p>必要に応じて第三者評価(注1)を活用、民間等への委託による評価を検討</p> <p>〔 評価者は原則として評価対象の研究開発分野及び関連する分野の専門家 ・大規模プロジェクト等、研究開発施策及び研究開発機関等の評価では外部有識者を加えることが適当 ・必要に応じて海外の研究者の参画を得る ・研究開発の性格・目的に応じて産業界や人文・社会科学の人材、研究開発成果の産業化・市場化の専門家等を積極的に加える 〕</p>	<p>外部の専門家等を評価者とする外部評価(注2)により実施(被評価者の自己点検結果を活用)</p> <p>〔 海外の専門家を参加させるなどの取組も必要 〕</p>
内部評価	—	—	<p>やむを得ない場合</p> <p>〔 可能な限り外部の専門家等の意見を聴取 〕</p>	—

(注1)評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。

(注2)H20の外部評価は第三者評価等を含む概念として整理されている

⑤評価結果の取扱い

		H9	H13	H17	H20
評価結果の活用					
研究開発課題の評価	予算・人材等資源配分の見直し	予算、人材等の資源配分への反映			
	研究計画等の見直し	目標、手法等の変更、研究開発計画の適正化に反映			
	制度の改善			次の段階の研究開発の企画・実施、次の政策・施策形成へ活用	研究開発に関する施策、政策等の企画立案やその効果的・効率的な推進に活用
	研究開発の質の向上	研究開発の質の向上のための助言等に活用			
	評価結果の反映状況の把握、公表	評価結果の反映をフォローアップ	評価結果の反映状況を公表	評価結果の活用状況をモニタリングし公表	
	評価結果の相互活用(次につなげる視点)				次の段階の研究開発に連続してつなげる観点から、機関、制度を越えて相互活用
研究開発施策の評価	予算・人材等資源配分の見直し	/	予算、人材等の資源配分への反映		
	制度の改善		施策の改善等に活用		
	評価結果の反映状況の把握、公表		評価結果の反映状況を公表	評価結果の活用状況をモニタリングし公表	
研究開発機関等の評価	予算・人材等資源配分の見直し	予算、人材等の資源配分への反映			
	運営の改善	研究開発機関の運営の改善に反映			
	機関長の評価	評価結果を責任者たる機関の長の評価に反映			
	評価結果の反映状況の把握、公表	評価結果の反映状況を公表	評価結果の活用状況をモニタリングし公表		
研究者等の業績の評価			その処遇等に反映		
評価結果の被評価者への開示等					
		原則として評価結果及びその理由を開示	被評価者からの求めに応じて開示(研究者等の業績評価については所属機関の長が定めるルールに従う)評価結果について被評価者が説明を受け、意見を述べるができる仕組みを整備		
				被評価者が評価結果に納得し難い場合に、評価実施主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てることができる途を開いておくことが望ましい	
国民への公表					
		評価結果及びこれに基づいて講じた措置を含め一般に公開 原則として評価者氏名を公表	研究開発成果や評価結果を広く公表 評価実施後適切な時期に評価者等を公表	評価結果を評価報告書等の形で広く公表 評価実施後適切な時期に評価者等を公表	評価の結論だけでなく研究開発成果、自己点検内容、施策への反映等をまとめて公表 評価者名を公表
		わかりやすい形で国民に積極的に公表			